

第2回鬼怒川水害裁判口頭弁論 裁判の壁「大東水害判決」突破へ火花。



2015年9月10日関東地方を襲った関東・東北豪雨は、大洪水となって鬼怒川の下流に位置する常総市を襲いました。浸水面積は40k m²。東京都の江東区の面積に相当する大水害でした。あれから4年、提訴から1年余の7月12日、第2回鬼怒川水害裁判は、水戸地裁下妻支部から“異例の回付”により、本庁の水戸地方裁判所に回され、新任の岡

田伸太（裁判長）、南宏幸（右陪席）、小林遼平（左陪席）によって開廷、原告側の口頭弁論が展開されました。

原告側の主張（訴状）

- ・鬼怒川水害は国の河川管理の瑕疵にある。

国＝被告側の書面による反論

- ・鬼怒川の河川改修計画は、一般水準、社会的通念に照らして不合理な点はない。

今回の弁論は国側の反論に対する再反論。立ったのは弁護団最年少の気鋭の弁護士鈴木裕也さん(水戸翔事務所)。パワーポイントを使い音吐朗々、法廷をうならせました。

立ちはだかる

大東水害裁判最高裁判決

上記の原告の主張、国の反論は、ともに大東水害裁判の最高裁判決を意識したもの。

その大東水害最高裁判決とは・・・

1972年7月、大阪府大東市を襲った「昭和47年豪雨」によって寝屋川の支流「谷田川（たんだかわ）」が氾濫。多くの住民が床上浸水など多大な被害を受けました。被災住民は「谷田川の未改修部分を放置した河川管理に瑕疵がある」として国家賠償を請求、訴訟を起こしました。一審の大阪地裁、二審の大阪高裁では勝利しましたが、最高裁では逆転敗訴となりました。

その判決理由は(編者意識)・・・

・すでに河川改修計画が立てられ、それに従って改修中である河川については、緊急性の高いもの(場所)から順次実施して行くことになる。また、当該河川のみならず全国の河川を見渡して限られた予算の中で行うのだから相当の時間を要する。したがって当該個所が未改修であったとしても「過渡的な安全」をもって足るとせざるを得ない

・河川改修計画に瑕疵があるとすれば、自然的条件、土地の利用状況、その他社会的条件の変化により、当該個所の危険性が特に顕著になり、当初計画の時期の繰り上げ、順序の

変更の必要が認められるなど特段の事由がない限り、それにあたらぬ。

上記の判決が以降の「水害国家賠償裁判の壁」になり、多摩川水害裁判をのぞき、ことごとく原告の請求を退けてきました。今回の国側の反論もそれを抛り所として「・・・不合理な点はない」としています。

鈴木弁護士は被告の主張を一つ一つつぶすように再反論しました。

まず、鬼怒川直轄河川改修事業(以下、改修事業)は、当初計画の時期の繰り上げ、順序の変更を要する「特段の事由」にあたる状況にあったと語り

・常総市周辺は自然的条件・社会的条件の変化により改修の必要性の高い地域であること。

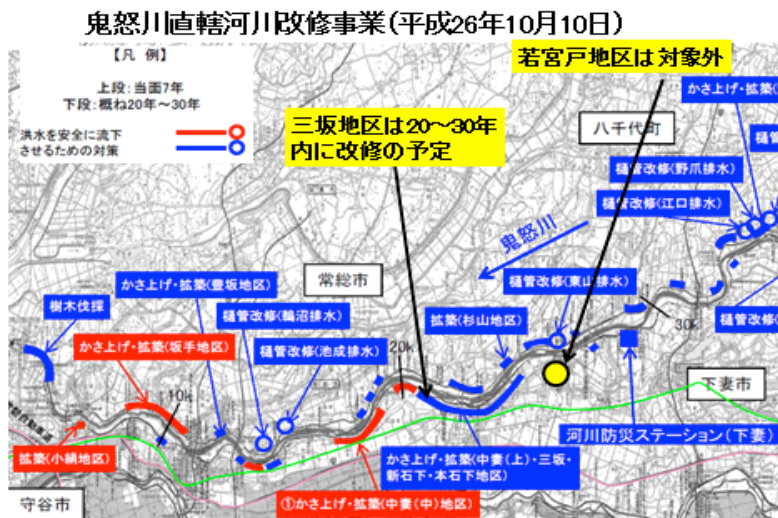
(1) 鬼怒川の自然的条件：ア,下流部で流下能力が乏しくなる地形。イ,常総市の左岸側はおおむね氾濫平野。ウ,最下流部には常総市水海道の市街地が形成。

(2) 鬼怒川の社会的条件：ア,流域内人口 55 万人 流域土地利用は山地など 79% 農地 18% 市街地 3%。イ,中流部には、基幹交通(JR 東北新幹線・北関東自動車道など)が横断。ウ,下流部は、つくばエクスプレスの開業もあり、市街地化が進行。

・若宮戸地区の溢水

(1) 若宮戸地区は、本件水害が発生するまで無堤防地区だった。しかも改修事業(下図)には築堤計画すらなかった。

(2) 若宮戸地区には砂丘林が存在し、これが堤防の役割を果たしていた。しかし、そのほとんどが河川区域以外の私有地であったため、所有者らによって樹木の伐採、砂の採取などによる改変が自由に行われていた。国土交通大臣は、この砂丘林を河川区域に指定することはなかった。



(3) 2014年3月12日、地域住民らは、ソーラー事業者による砂丘林掘削の中止を国土交通省に求めたが、「河川管理者は河川区域内の行為しか規制できない」とし、砂丘林の堤防としての機能を喪失させた。

(4) 住民の訴えによって応急処置として2段の土嚢

を積んだが、高さ不足であり、崩れないように固定する処置も怠った。

以上、若宮戸地区での溢水は、河川管理の瑕疵に基づくものである。

・上三坂地区での破堤

(1) 上三坂地区の堤防は、改修事業において、本来優先的に改修されるべき個所だったア、改修事業では「堤防高の不足している区間から築堤」とある。イ,上三坂地区の堤防は非常に低い区間の中でも一段と低いばかりか、堤防幅も狭い箇所だった。※利根川水系河川整備計画では、当該区域の堤防高は海拔(y)22.3m としなくてはならないところ、水害時の堤防高は 21.04m しかなかった。ウ,しかも、堤防高は年々沈下して

おり、国土交通省は度々の調査によって認識していたはずである。エ、改修事業では、今後 20～30 年で改修する区域とされ、後回しにされていた。前頁の図のように、当面 7 年間で行う改修の対象になってなかった。

以上、上三坂地区での破堤は、河川管理の瑕疵に基づくものである。

・水海道地区での氾濫

- (1) 水海道地区の氾濫は、若宮戸地区での溢水及び上三坂地区での破堤が、八間堀川の氾濫及び破堤を惹き起したことが大きな要因である。
- (2) 若宮戸地区での溢水及び上三坂地区での破堤は、改修計画が格別不合理であったために発生したものである。
- (3) 八間堀川排水機場の操作規則では、鬼怒川の水位が 9.36m 以下になった時は、機場のポンプを再開することになっていた。しかるに、9 月 10 日午後 4 時以降は 9.36m を下回っていたにもかかわらず再開しなかった。

以上、水海道地区での氾濫は、河川管理の瑕疵に基づくものである。

結語

鬼怒川水害は国の河川管理の瑕疵に基づくものである。

片倉一美さんの意見陳述(要旨)

私は、両親・私夫婦・息子たち夫婦と、三世代で 2 軒の家を持ち水海道に住んでいました。その内一軒は大規模半壊、もう一軒は半壊という被害を受けました。

当初、私は、水害は天災と諦めていましたが、「常総水害被害者の会」に参加し、水害の原因を次第に知るようになりました。2016 年 1 月、衆院第二議員会館で開かれた国との話し合いに参加。国のあまりの無責任、非常識に触れ、これでは私たちの被害の償いはもちろん、今後も全国で起こる水害被害はなくなるだろうと思い、原告になりました。

私は残念でなりません。水害がなければ、家族を失った方、財産を失った方、職を失った方など、人生そのものを失うような悲劇は起きなかった筈です。国は非を認め、国民のための国民に信託される河川行政に変わってください。

本日は訴状提出から 340 日目になります。裁判は、私たちの地元である下妻支所から水戸地裁へ一言の説明もなく回付され、進行が遅れています。今後は速やかに進行を図り、公正な判決を下すようお願いいたします。

※回付：同一管轄区域裁判所間の本庁と支部において裁判を移管すること。今回の下妻支部は 4 月に電話一本で回付を伝え、一切の説明を拒否しました。

次回、第 3 回鬼怒川水害裁判

場所：水戸地方裁判所

日時：10 月 18 日（金）午後 2 時 30 分開廷。

裁判報告集会も予定されています。

みなさまの傍聴をお願いいたします。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768